

業務指示書

ベトナム国ホーチミン市非開削下水道管路更生計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月13日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月19日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（　　）（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（　　）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを表す用語）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　　）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（　　）認めません。

（　　）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　　）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無償資金協力事業の協力準備調査、及び下水道管路に係るOD, BD, DD, SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／下水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道計画に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水管路更新計画】

- 1) 類似業務の経験：下水管路更新計画に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水管路整備計画／自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：下水管路整備計画／自然条件調査に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

- 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物
 - (1) 期限：2016年7月22日 12時
 - (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
 - (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

自然条件調査（地形、地質、気象、水理・水文）、下水管現況調査、交通状況調査・土地利用状況調査、社会調査、広報マテリアルの作成

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Privé d'Urgence :CPU）」登録料として、同額滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0049 円, US\$1 = 110.333 円, EUR1 = 122.6000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／下水道計画

下水道管路更新計画

下水道管路整備計画／自然条件調査

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.91 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月8日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ベトナム国ホーチミン市非開削下水管路更生計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力／業務主任／下水道計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 下水管路更新計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 下水管路整備計画／自然条件調査	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ベトナムの都市部では急激な経済成長と都市化の進行に伴い、家庭・商業排水が増大しているが、全国都市部の下水道普及率は約 16%（2012 年）に留まっている。

ベトナム最大の都市であるホーチミン市の下水処理率（全家庭排水量に対する既存の下水処理場での処理量の割合）は 19%（2011 年）と低く、雨季の幹線道路の冠水や河川・湖沼・運河の水質汚濁が深刻な問題となっている。河川の水質汚濁は、都市の中小河川にとどまらず、その下流や最終的に流れ込むサイゴン川、ドンナイ川等の同市及び周辺都市の取水源となる大河川の水質にも影響を与えている。ホーチミン市周辺を流れる河川の水質は、ハノイ市、ハイフォン市、フエ市等の他の主要都市周辺の河川同様、家庭用取水源に適用される地表水の国家水質基準を満たしていない。

同市には特にフランス統治時代に整備された排水・下水管網が多数埋設されているが、老朽化が激しく、漏水による土壤・地下水汚染のリスクが高いことに加え、市中心部の多くの老朽管は外圧への耐力の低下等により、道路陥没事故を引き起こす可能性が高いという課題を抱えており、同市は、市内中心部の既設下水道管のうち、総計 51,225m を更生の必要性が特に高い箇所と選定している。実際に同市では、老朽管に起因した道路陥没事故が年間 15 件程度発生しており、交通障害や死亡事故を引き起こす等、市民の安全や社会活動の大きな支障となっているものの、老朽管の多くは市の中心部に埋設されていることから、交通や周辺住民・商業施設の活動に及ぼす影響が大きく、管路の更新を開削で行うことは困難な状態にある。

かかる状況において、同市と「主要分野における協力関係に関する覚書」（2011 年）を締結して、都市開発の推進に関し技術的な助言を行ってきた大阪市は、草の根技術協力「ホーチミン市における都市排水管理技術向上プロジェクト」を提案し、2013 から 2016 年にかけてホーチミン市の管網の維持管理を含む排水・下水道分野の管理能力の向上を支援した。また、大阪市は、民間技術普及促進事業「非開削下水管路更生工法普及促進事業」（2015 年）にも外部協力機関として参画し、ホーチミン市における老朽下水管の更新手法として非開削工法の有効性の確認を支援した。

こうした背景の下、地方自治体と開発途上国との関係構築を図り、地方自治体の技術・ノウハウの更なる普及・展開、さらには日本の地域社会の活性化を目的とした、「地方自治体と連携した無償資金協力」のスキーム（http://www.jica.go.jp/partner/jichitai/grant_aid/index.html）を活用し、大阪市は

当機構に対し、ホーチミン市中心部での排水・下水管網の機能低下の防止及び道路陥没事故のリスク軽減を目的とした、無償資金協力「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画」(以下、「本事業」という。)の実施を提案した。

本事業は、事業提案者である大阪市と連携して案件形成が進められたものであり、本業務は、本事業の概略設計と事業費の積算を行うものである。

なお、協力準備調査実施に係る日本政府の承認は2016年5月18日になされている。一方、ベトナム政府から我が国に対し現時点で本事業の要請はされておらず、要請に向けた手続きが進められているところであり、当機構においても手続き促進の働きかけを行っている。

2. 事業の概要

(1) 目標 :

ホーチミン市中心部における事業対象区間の老朽下水管が更新され、道路陥没による経済損失リスクや排水能力の低下が生じるリスクが解消される。

(2) 概要 :

ホーチミン市中心部における事業対象区間の老朽下水管約4kmの非開削工法等による更新の設計・施工。

(3) 対象地域（サイト）:

ホーチミン市中心部

(4) 実施機関

ホーチミン市人民委員会洪水対策センター

(Steering Center for Urban Flood Control (SCFC))

ホーチミン市人民委員会都市建設投資管理組織

(Urban Civil Works Construction Investment Management Authority (UCCI))

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実

施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、本業務における現地調査の初期の段階において、当機構がベトナム側と、調査の目的、基本方針、実施の方法、実施機関への便宜供与依頼事項、無償資金協力のスキーム等に関して合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。なお、追加の調査を提案する場合の経費については別見積りとする。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計3回の現地調査実施を想定する。なお、第1回及び3回の現地調査に際しては、当機構から調査団員を各一週間程度参加させることを想定している。

第1回現地調査：事業の背景・内容の確認、既往の調査資料の収集と収集した資料に基づく自然条件等のサイト状況の確認。必要なサイト状況調査（自然条件調査、交通状況調査等）の実施。関連法令や基準、設計条件の確認。必要な環境社会配慮の手続き、事業認可取得の見通しと手続き等の先方負担事項の明確化。協力対象事業管路区間の選定方法の検討。老朽下水管更新の工法比較検討。協力対象事業の候補とする管路区間の選定。協力対象事業の候補とする管路区間について、先方関係者への説明・協議。

第2回現地調査：協力対象事業候補の管路区間の潜行目視調査。施工条件の確認。調達事情調査。概略設計や概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要なその他の調査。先方関係者への設計内容の確認。

第3回現地調査：先方関係者への最終報告書案の説明・協議。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、

以下の段階を含めた調査の過程で、当機構及び必要に応じて外務省、国土交通省等の日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

- 1) 第1回現地調査帰国時：協力対象事業の候補とする管路区間、事業認可取得の見通しと手続き等の先方負担事項を明確にし、ベトナム側日本側双方で合意、確認する。
- 2) 第2回現地調査帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、協力対象事業候補の管路区間ににおける潜行目視調査結果等を踏まえた、協力対象事業管路区間の絞り込みを含む、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 3) 第3回現地調査派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

協力を提案されている老朽下水管の更新の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料に挙げた「ベトナム国非開削下水道管路更生工法普及促進事業報告書」等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また、本事業はホーチミン市下水道システムの一部を成すものであることから、我が国及び他ドナーにより実施された既往の下水道整備計画の経緯、進捗状況及び事業から得られた教訓等を確認し、本事業計画に反映すること。

また、ホーチミン市における既往の下水管更新・新設工事に関する設計・工事関係資料を収集するとともに、実施機関の担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させることとする。

(5) 協力対象事業管路区間の選定方針と方針に基づく具体的な選定基準の検討

協力対象事業管路区間の選定に当たっては、①「管渠の健全度」、②「管渠の重要度（道路陥没による交通障害、管の閉塞や流下阻害による浸水被害の大きさ）」を踏まえるとともに、③「非開削下水道管路更生工法の普及拡大に資する、技術基準・積算基準の整備を見据えた施工実績データの取得」の観点を重要視することとする。また、必要に応じて選定における観点の修正・追加を行うこと。

その上で、協力の成果を得るために最適な事業内容、事業規模となるよう、具体的な選定基準を検討し、本事業対象区間を選定する。

なお、開削工法によってより経済的な施工が可能な箇所については、本事業

の対象とはしない。開削工法と管更生工法のコスト比較については、直接工事費だけでなく、道路運用への影響を含む社会コストや、安全対策に要するコスト等も含めた総合的なコスト比較を行う。

(6) 老朽下水管更新の工法比較検討

下水管更生工法（形成工法、反転工法、製管工法）について、最適な工法を比較検討する。工法比較検討は、管路区間（マンホールからマンホールまで）ごとに検討することを基本とする。

なお、下水管更生工法には多数の工法が存在することから、労務や資機材の調達可否や、管内水位が潮位の影響を受けるといった現場状況の確認を行い、対象地域の下水管への適性を検討して必要な工法の絞り込みを行ってから、工法比較検討を行うこととする。

また、管内に移設を要する支障占用物がある場合や、大きな損傷のある場合等においては、部分的に開削工法を併用することも選択肢として工法比較検討を行うこととする。

(7) 事業の妥当性に影響を与える関連事業の確認

現在、ホーチミン市は、世銀による支援や独自予算によって浸水対策事業を進めており、一部の老朽下水管は流下能力が不足するとして、口径の大きい下水管への入れ替えや、増強管の布設を行う動きがあるとの情報がある。これらは本事業の妥当性に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

(8) 地方自治体等の知見の活用

下水管網の維持管理や、老朽下水管の更新については、我が国では地方自治体の下水道事業体等がノウハウを有しており、本業務においても大阪市等の地方自治体の知見の活用を検討する。

(9) 本事業後の普及拡大

開削工法による更新が困難な老朽下水管は、ホーチミン市だけでなくハノイ市等にも存在しているため、他都市への普及の可能性も念頭におき、ソフトコンポーネント計画の検討において、下水管更生工法技術の定着・普及拡大のための支援について検討するものとする。

また、ベトナム国において非開削工法を活用した老朽下水管の更新工事が展開される場合、円借款事業の活用の可能性が考えられる。このため、円借款事業のコンポーネントに含める場合に想定される課題を明らかにし、対応策につ

いて検討する。特に、円借款本体事業の入札実施に当たって、適正な技術の導入を確保しつつ競争性を確保するために、入札条件書類に含むべき詳細設計の内容、入札参加者資格要件について検討し、留意事項を整理する。

(10) 関連事業及び過去の調査にかかる留意点

ベトナム国では、事業に対する地元住民の合意形成が強く求められるため、調査に際しては、実施機関及び地域住民が本事業に対して理解を深めることができるように、技術情報の提供に努めるものとする。

(11) ベトナム側環境社会配慮に関する調査

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン)に基づき JICA 環境社会配慮カテゴリー C に分類されているが、ベトナム側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

(12) 施工中の道路運用に対する検討

事業対象区域は、ホーチミン市中心部であり、実施機関が管理する下水幹線は、交通量の多い重要な道路に布設されていることが多い。このため、施工中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。

(13) 安全対策等に関する配慮

本事業は、施工時の安全対策上の注意が必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドランス」(以下、「安全管理ガイドランス」)の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全の確保について、安全管理ガイドランスの安全施工技術指針に留意するとともに、ベトナム国その他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

(14) 事業の評価

実施段階における案件監理、完成後の事後評価の各段階において判断材料となる指標を検討し、指標をモニタリングするための体制についても検討する。

(15) 課題解決に必要な対策にかかる認識の共有

対象とする課題は従来工法による対策が困難であり、非開削工法を活用した

老朽下水管の更新が想定されているが、本事業で期待できる効果は限定的であり、本事業実施後には、円借款事業等にて普及拡大していくことにより、効果の拡大が図られることが期待されている。よって、当面の対策の規模感や得られる効果等に対する関係者間の共通理解が求められる。

そのため、業務実施中、各種計画案等が作成された段階等のタイミングで、日本や諸外国の事例を参考に、先方政府関係者を対象としたセミナーを開催し、本業務及び全体事業に対する十分な理解を先方から得ながら進めること。

また、本事業の意義、活動内容、成果について、ベトナム国と日本国内の各層に広く発信することを目的として、広報マテリアル（映像）の作成を最低限含めつつ、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

1) ベトナムにおける老朽下水管更新事業に係る上位計画（「2025年までの都市域及び工業団地の下水道整備方針及び2050年に向けてのビジョン」、ホーチミン市における排水管整備計画を含む。）を確認する。

2) 本事業提案の経緯と内容を確認する。

3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及び彼らの保有する下水道整備事業の教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

SCFC の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、また、本事業後には円借款事業等にて非開削下水道管路更生工法が普及拡大していくことが想定されていることも踏まえ、その体制に問題がないか確認する。

(5) サイト状況調査

想定されているサイト状況調査は以下のとおり。なお、これらについては、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

1) 自然条件調査

本調査にて行う協力対象事業選定のための基礎情報を得るとともに、設計、施工計画、積算について必要な精度を確保することを目的として、対象地域において、自然条件の確認を行う。自然条件とは、地形、地質、気象（降雨特性、降雨強度等）、水理・水文（管内の水深・水位・流速・流量、潮位変動と管内水位変動の関連等）などの他、地下水の状況も含まれる。必要な情報が、既往の調査資料の収集等で把握できない場合は、自然条件調査を行うこととする。

2) 下水管現況調査

SCFC の下水道台帳システム・データ、下水管布設工事等の竣工図、地表踏査、聞き取り調査、その他既存資料の分析により、インベントリー調査を実施し、対象地域の下水管の現況を把握する。また、協力対象事業候補の管路区間について潜行目視調査を行い、土砂等の堆積状況の確認、異常箇所（浸入水、破損、管ズレ、水道管やケーブル等の関連インフラ設備の横断）の発見、記録等を実施する。本業務については、地方自治体の知見やノウハウを活用し、効率的な調査計画を策定し、実施するものとする。

3) 交通状況調査・土地利用状況調査

管渠の重要度（道路陥没による交通障害、管の閉塞や流下阻害による浸水被害の大きさ）を把握するため、既存資料の分析及び地表踏査によって、交通状況及び周辺の土地利用状況を把握する。

4) 社会調査

本事業がプロジェクト対象地域の住民に与える効果、及びインパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）、住民意識（道路陥没の発生、老朽下水管の更新に伴う交通障害、浸水被害に関する意見など）とそれに伴う経費等）を確認する。

(6) 環境社会配慮

- 1) 本事業実施に当たりベトナム側で必要となる環境社会配慮の手続きの内容について確認し、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、環境許認可取得のスケジュールを検討、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。
- 2) 先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、ジェンダーの視点を入れた検討を行う。例えば、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

(7) 関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

下水道セクター及び関連インフラ、道路交通に関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、ベトナム側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、支障物件の移設の可否・方法・費用と負担割合・各種許認可手続き所要期間等）を確認・整理する。

(8) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、埋設管工事実績、各種教訓の確認

更新後の管渠の仕様を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件の類似した事業に採用されている設計条件、設計手法や構造に関する資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理の各時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

(9) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（充填モルタル、管更生材料、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、関連事業（民間技術普及促進事業「非開削下水管路更生工法普及促進事業」）で得られた情報を報告書及び事業実施団体や当機構関係者へのヒアリング等で収集した後、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手する。その上で、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(10) ソフトコンポーネント計画

ベトナム側と協議の上、本計画における以下の支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）」（2010年10月）を参照のこと。なお、本邦の地方自治体によるライフサイクルマネジメントについて、体系的な技術移転を行うことによる、本事業との相乗効果について検討に含めることとする。

1) 施工の準備段階で必要な調査・設計等に係る支援

2) 維持管理に係る以下の支援

- ・維持管理システムの構築・改善
- ・維持管理組織の強化
- ・啓発活動（意識の向上、技術の定着・普及拡大のための支援）

3) 広報施策の実施に係る支援

- ・現地マスメディアへの発信
- ・現地関係機関や他援助機関等への発信
- ・日本企業への情報発信
- ・広報マテリアルの作成

また、本事業と連携した技術協力案件等として実施することが効果的と判断できる場合は、概略設計の中で提言としてまとめることとする。

(11) 事業内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）に従い、設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（更新後の下水管の基本的仕様、下水管更新設計）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、仕様・更新工法に関しては、サイト状況や施工に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（先方負担工事との区分）
- ・施工監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

老朽管更新計画についてはベトナム側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする管路区間を決定する。なお、ベトナム側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

（12）相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（資材置場確保、各種許認可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続、その他便宜供与）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、当機構が行う書面による確約の取り付けを支援する。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計実施時にさらに精査・更新していくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

（13）事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルに従い、積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル補完編」（土木分野、建築分野）及び「協力準備調査の設計・積算マニュアル機材編」（2016年4月）に準拠して積算する。

2) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。当機構が算定した予備的経费率を概略事業費に反映させる。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

（14）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、本体事業の入札実施に当たって、適正な技術の導入を確保しつつ競争性を確保するために、入札条件書類に含むべき詳細設計の内容、入札参加者資格要件について検討し、留意事項を整理する。

（15）詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（16）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業

実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

特に、事業実施を通して、本邦企業の独自技術が現地企業等に流出するリスクについて、リスク軽減策を検討することとする。

(17) 事業の評価

実施段階における案件監理、完成後の事後評価の各段階において判断材料となる指標を検討し、指標をモニタリングするための体制についても検討する。このとき、更新予定管路区間の①維持管理費の減少度、②道路陥没事故発生率の減少等を設定することの妥当性の確認を行うこととする。

また、事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(18) ベトナム側のODAの申請に必要なF/Sの作成支援

ベトナム側のODAの申請に必要なF/Sの作成を支援する。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について当機構と協議する。

(20) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に説明会を開催し、本邦企業へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には当機構と対応を協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書（案）をベトナム政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査報告書等の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--|--|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 3 部
: 英文 3 部
: 越文 7 部（うち先方政府分 6 部） |
| (3) 第一回現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| (4) 第二回現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文 3 部
: 英文 3 部
: 越文 7 部（うち先方政府分 6 部） |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 3 部 |
| (7) 概要資料 | : 和文 2 部及び CD-R 2 枚
(※完成予想図を含む。) |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8 部及び CD-R 3 枚
(※完成予想図を含む。)
: 英文（製本版）16 部及び CD-R 3 枚
: 越文（製本版）7 部及び CD-R 2 枚
(うち先方政府分 6 部)
: 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 2 枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 英文 3 部 |

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に越文を作成し、当構に提出する。(5) 準備調査報告書(案)、及び(8)準備調査報告書(案を含む)については、越文を作成し、先方政府に提出することとする。英文から越文への翻訳は、ベトナムにて行うことを原則とし、必要となる翻訳料は契約に含める予定であることから、必要経費を見積書に記載すること。
- 注3) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月)」に準拠することとする。
- 注4) (7) 準備調査報告書(和文: 製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文: 簡易製本版)を作成する。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年9月中旬より第1回現地調査を行い、2016年11月中旬より第2回現地調査、2017年4月下旬に第3回現地調査（概要説明）を実施することを想定する。2017年6月中旬までに概要資料、2017年8月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目/時期	2016年					2017年						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
(概略設計調査)												
事前準備	<input type="checkbox"/>											
現地調査(OD)												
設計・積算方針会議及び 国内解析												
概略設計概要説明調査 (DOD)												
報告書とりまとめ									<input type="checkbox"/>			
概要資料提出												
最終報告書提出												

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：全体 17.58M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成

- 1) 業務主任／下水道計画（2号）
- 2) 下水道管路更新計画（3号）
- 3) 下水道管路整備計画／自然条件調査（3号）
- 4) 施工計画／積算
- 5) 調達計画／積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

現地での通訳傭上（英語 - 越語、日本語 - 越語）を必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料、公開資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ナレッジサイト (http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf) にて閲覧可能です。

【有償資金協力】

- 「ホーチミン市水環境改善事業（III）」（2001 年～実施中）
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/6eedcd610aed5fa54925773f00212306?OpenDocument>)

【円借款附帯プロジェクト】

- 「ホーチミン市下水管理能力開発プロジェクト」（2009 年～2010 年）
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/9f3c19c7f7887a51492576f5001c6e04?OpenDocument>)
- 「ホーチミン市下水管理能力開発プロジェクトフェーズ 2」（2011 年～2014 年）
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/62ce3659e6bbc0d0492578c60079e03c?OpenDocument>)

【草の根技術協力】

- 「ベトナム国ホーチミン市における都市排水管理技術向上プロジェクト」（2013 年～2016 年）
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/cd64a5a0a81cc99849257b9c0079dff5?OpenDocument>)

【個別専門家】

- 「下水道政策アドバイザー」（2015 年～2017 年）
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/fde7cd21d988f9c549257e0e0079e36f?OpenDocument>)

【民間技術普及促進事業】

- 「非開削下水道管路更生工法普及促進事業」（2015 年～2016 年）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12249579.pdf>)

以下は業務指示書配布時に併せて配布いたします。

- ・ 「Decision No. 26/2011/QD-UBND」(2011年)
- ・ 「Decree 16/2016/ND-CP」(2016年)
- ・ 「「ホーチミン市非開削下水管路更生計画」提案事業概要書」
- ・ 「平成27年度 非開削下水管路更生工法に関する国際展開促進検討業務 報告書」(2016年、国土交通省)

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理、技術参与
- 2) 調査行程：約一週間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第3回現地調査（概要説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理、技術参与
- 2) 調査行程：約一週間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託／国内再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な方法についてプロポーザルにて提案すること。なお、(1)～(5)の業務については別見積りとする。

- (1) 自然条件調査（地形、地質、気象、水理・水文）
- (2) 下水管現況調査
- (3) 交通状況調査・土地利用状況調査
- (4) 社会調査
- (5) 広報マテリアルの作成
- (6) ベトナム側のODAの申請に必要なF/Sの作成支援

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ベトナム国内に現地再委託可能な業者がいない場合に限り、本邦又は第三国機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

また、上記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式－2及び様式－3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は不要ない。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、当機構ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上